「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の一部改正について

令和5年8月31日

「特定技能外国人受入れに関する運用要領」について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字は修正部分

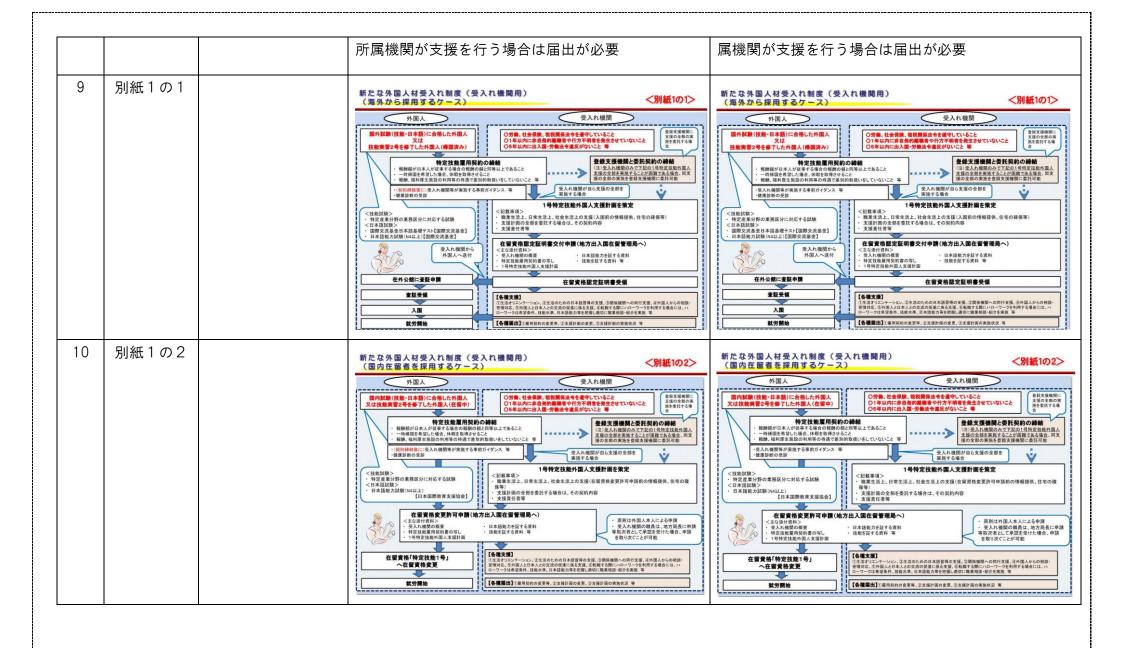
通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P.3	第2章	出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特	出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定
		第2節	定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定め	技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省
		第1 受入れ分野	る省令	令
		【関係規定】	出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特	出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定
			定技能の項の下欄に規定する法務省令で定める産業	技能の項の下欄に規定する法務省令で定める産業上の
			上の分野は、次に掲げる分野とし、同項の下欄第1号	分野は、次に掲げる分野とし、同項の下欄第1号に規定
			に規定する法務省令で定める相当程度の知識又は経	する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要
			験を必要とする技能及び同項の下欄第2号に規定す	とする技能及び同項の下欄第2号に規定する法務省令
			る法務省令で定める熟練した技能は、基本方針にのっ	で定める熟練した技能は、基本方針にのっとりそれぞ
			とりそれぞれ当該分野(同項の下欄第2号に規定する	れ当該分野(同項の下欄第2号に規定する法務省令で
			法務省令で定める熟練した技能にあっては、第4号及	定める熟練した技能にあっては、第2号から第12号
			び第5号に掲げるものに限る。)に係る分野別運用方	までに掲げるものに限る。)に係る分野別運用方針及び
			針及び運用要領(当該分野を所管する関係行政機関、	運用要領(当該分野を所管する関係行政機関、法務省、
			法務省、警察庁、外務省及び厚生労働省が共同して定	警察庁、外務省及び厚生労働省が共同して定める運用
			める運用要領をいう。)で定める水準を満たす技能と	要領をいう。)で定める水準を満たす技能とする。
			する。	
			一 介護分野	一 介護分野
			二 ビルクリーニング分野	二 ビルクリーニング分野

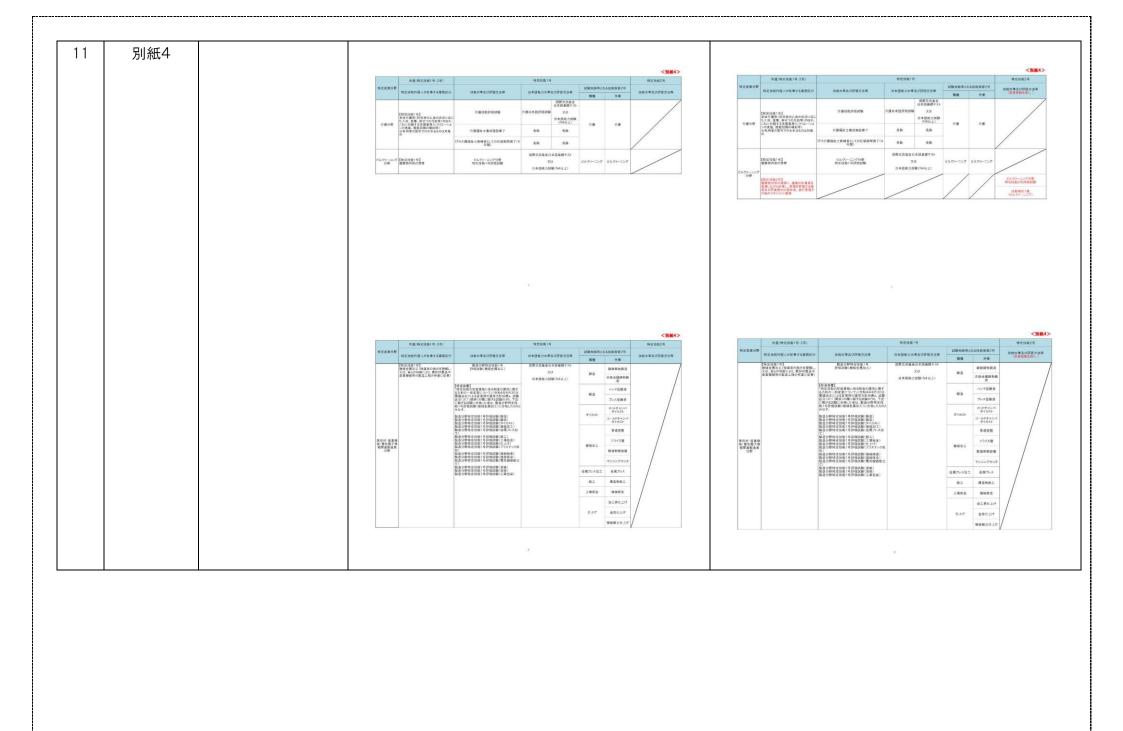
			三 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分	三 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分
			野	野
			四 建設分野	四 建設分野
			五 造船・舶用工業分野	五 造船・舶用工業分野
			六 自動車整備分野	六 自動車整備分野
			七 航空分野	七 航空分野
			八 宿泊分野	八 宿泊分野
			九 農業分野	九 農業分野
			十 漁業分野	十 漁業分野
			十一 飲食料品製造業分野	十一 飲食料品製造業分野
			十二 外食業分野	十二 外食業分野
2	P.4	第2章	〇 特定産業分野は、出入国管理及び難民認定法別表	〇 特定産業分野は、出入国管理及び難民認定法別表
		第2節	第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産	第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業
		第1 受入れ分野	業上の分野等を定める省令(平成31年法務省令第	上の分野等を定める省令(平成31年法務省令第6
		○2つ目	6号)(以下「分野省令」という。)において、次の	号)(以下「分野省令」という。)において、次のもの
			ものが定められています。なお、特定技能2号での	が定められています。なお、特定技能2号での受入れ
			受入れ対象は、建設分野及び造船・舶用工業分野に	対象は、「介護分野」を除く「ビルクリーニング分野」
			限られています。	から「外食業分野」までの11分野に限られていま
				す。
			1 介護分野	
			2 ビルクリーニング分野	1 介護分野
			3 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野	
			4 建設分野	3 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野
			5 造船・舶用工業分野	4 建設分野
			6 自動車整備分野	5 造船・舶用工業分野
			7 航空分野	6 自動車整備分野
			8 宿泊分野	7 航空分野
			9 農業分野	8 宿泊分野
			10 漁業分野	9 農業分野

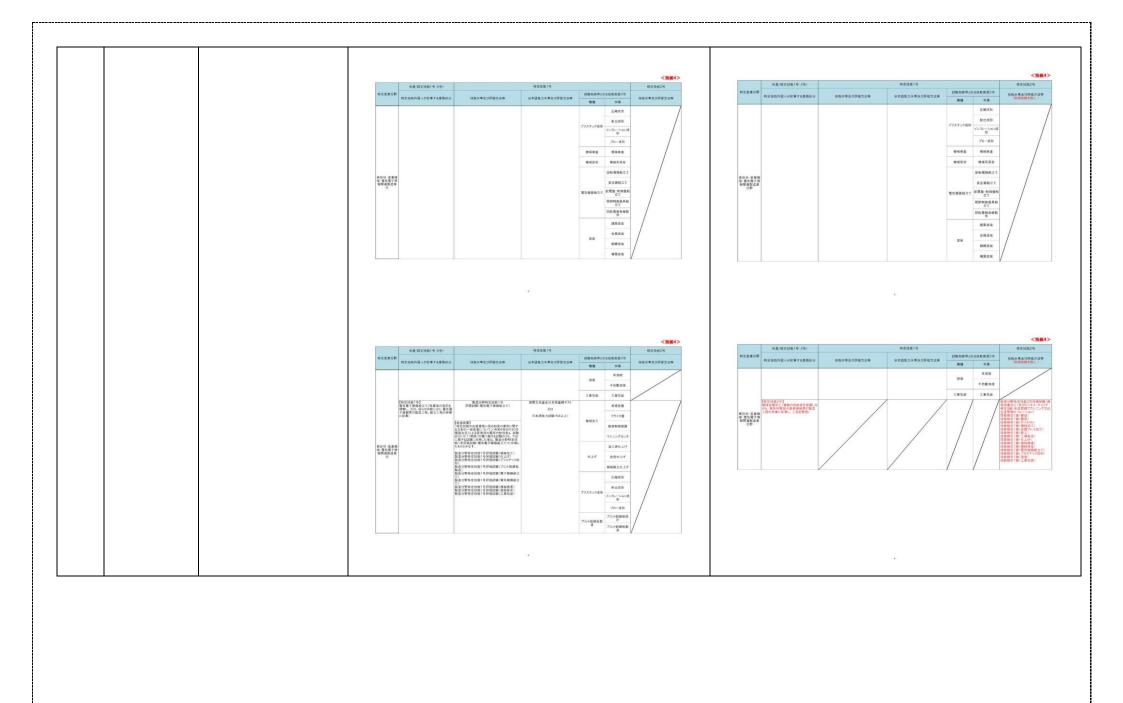
			_	<u></u>
			11 飲食料品製造業分野	10 漁業分野
			12 外食業分野	1 1 飲食料品製造業分野
				12 外食業分野
3	P.11	第3章	○ 「特定技能2号」での受入れができる分野は、	○ 「特定技能2号」での受入れができる分野は、分
		第2節 「特定技能	分野省令において、「建設分野」と「造船・舶用工	野省令において、「介護分野」を除く11分野となっ
		2号]	業分野」の2分野となっています(令和4年3月	ています(令和5年8月31日時点)。
		【留意事項】	3 1 日時点)。	
		○3つ目		
4	P.14	第4章	・分野別運用方針に定める技能試験の合格証明書の	・分野別運用方針に定める技能試験の合格証明書の写
		第1節	写し	L
		(3)技能水準に関	*詳細は本要領別冊(分野別)を参照してくださ	*詳細は本要領別紙4及び本要領別冊(分野別)を参
		するもの	l',	照してください。
		【確認対象の書類】		
		<試験その他の評価		
		方法により技能水準		
		を証明する場合>		
		・1つ目		
5	P.28	第2節	・分野別運用方針に定める技能試験の合格証明書の	・分野別運用方針に定める技能試験の合格証明書の写
		(3)技能水準に関	写し	L
		するもの	*詳細は本要領別冊(分野別)を参照してください。	*詳細は <mark>本要領別紙4及び</mark> 本要領別冊(分野別)を
		【確認対象の書類】		参照してください。
			・分野別運用方針に定めるその他の評価方法により	・分野別運用方針に定めるその他の評価方法により技
			技能水準を満たすことを証明する資料	能水準を満たすことを証明する資料
			*試験その他の評価方法により技能水準を証明す	*試験その他の評価方法により技能水準を証明する
			る場合	場合
			*分野別運用方針において、付加的に実務経験等	*分野別運用方針において、付加的に実務経験等を
			を求めている場合	求めている場合(詳細は本要領別冊(分野別)を
				参照してください。)
		•		

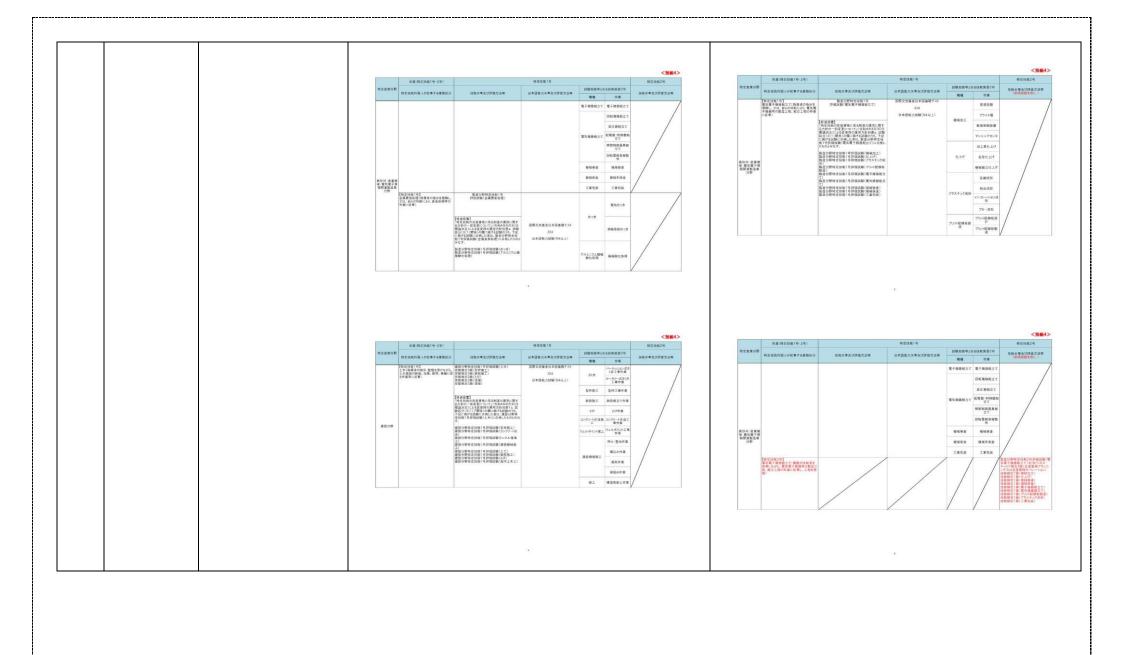
Γ	6	P.51	第5章	・幼什の猫子が可添知書の写し又は挽供の猫子が可	・納付猶予の記載がある社会保険料納入状況照会回答
	O	P.31		・納付の猶予許可通知書の写し又は換価の猶予許可 添加書の写よ	
			第2節		<mark>票又は</mark> 納付の猶予許可通知書の写し又は換価の猶予許
			第1	*猶予制度(分割納付)の許可を受けている場合 	可通知書の写し
			(1) 労働、社会保		*猶予制度(分割納付)の許可を受けている場合
			険及び租税に関する		
			法令の規定の遵守に		
			関するもの		
			【確認対象の書類】		
			○ 社会保険関係法		
			令の遵守		
			<健康保険・厚生年		
			金保険の適用事業所		
			の場合>		
			· 2つ目		
	7	P.96-97	第7章	・以下の場合には届出が必要	・以下の場合には届出が必要
			第1節	①「1. 基本賃金」の額を変更する場合	①「1. 基本賃金」を減額する場合
			第1 契約変更の届	②「1. 基本賃金」の支給方法を変更する場合(月給	②「1. 基本賃金」の支給方法を変更する場合(月給制
			出	制→日給制、時間給制→月給制等)	→日給制、時間給制→月給制等)
			別表	③「2.諸手当」に記載されている手当を変更する場	③「2.諸手当」に記載されている手当について、廃止
			項番Ⅶ	合	をする場合
			特記事項	④「賃金の支払(参考様式第1-6号別紙)」に関し、	④「賃金の支払(参考様式第1-6号別紙)」に関し、
				諸手当の額を減額する場合	諸手当の額を減額する場合
				⑤「3. 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払	⑤「3. 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払わ
				われる割増賃金率」を減らす場合	れる割増賃金率」を減らす場合
				⑥固定残業代制度の導入又は廃止をする場合	⑥固定残業代制度の導入又は廃止をする場合
				⑦「6.賃金支払方法」を「口座振込」から「通貨払」	⑦「6.賃金支払方法」を「口座振込」から「通貨払」
				に変更する場合	に変更する場合
				⑧「7.労使協定に基づく賃金支払時の控除」につい	⑧「7. 労使協定に基づく賃金支払時の控除」について、
				て、「無」を「有」に変更する又は「有」を「無」に	「無」を「有」に変更する又は「有」を「無」に変更す

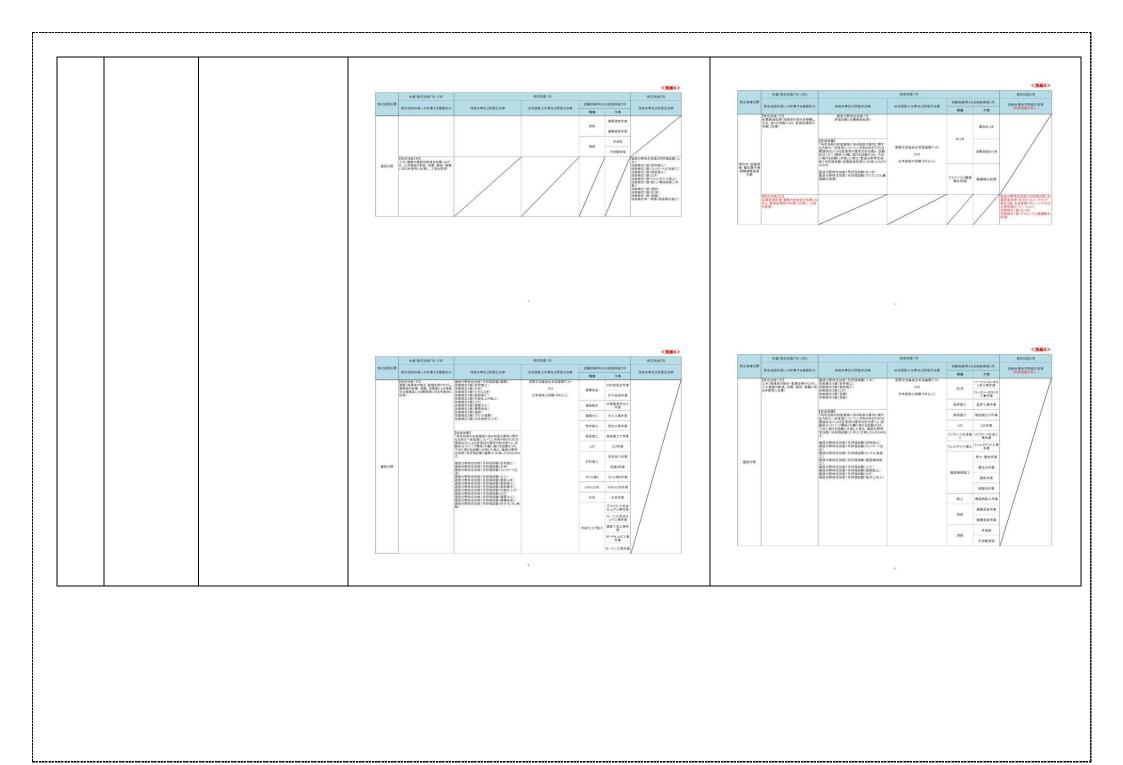
				,
			変更する場合	る場合
			⑨「賃金の支払(参考様式第1-6号別紙)」に関し、	⑨「賃金の支払(参考様式第1-6号別紙)」に関し、
			賃金支払時に控除する項目を増やす場合(単に控除項	賃金支払時に控除する項目を増やす場合(単に控除項
			目や控除額が減少した場合は届出不要であるが、控除	目や控除額が減少した場合は届出不要であるが、控除
			を廃止した結果、特定技能外国人の実費負担が増加	を廃止した結果、特定技能外国人の実費負担が増加(又
			(又は新たに発生)した場合は、届出が必要)	は新たに発生)した場合は、届出が必要)
			⑩「8. 昇給」「9. 賞与」「10. 退職金」につい	⑩「8. 昇給」「9. 賞与」「10. 退職金」について、
			て、「有」から「無」に変更する場合(支給時期のみ	「有」から「無」に変更する場合(支給時期のみを変更
			を変更する場合は届出不要)(会社の業績不振等を理	する場合は届出不要)(会社の業績不振等を理由に賞与
			由に賞与の支給がなくなった場合において、当初の契	の支給がなくなった場合において、当初の契約で支給
			約で支給額が定められていたときは、変更が生じたも	額が定められていたときは、変更が生じたものとして
			のとして届出が必要)	届出が必要)
			①「8.昇給」の金額を変更する場合	①「8. 昇給」について、「有」を「無」にする場合
			⑫「9.賞与」「10.退職金」を減額する場合	②「9.賞与」「10.退職金」を減額する場合
			⑬「11.休業手当」について、「有」から「無」に	③「11.休業手当」について、「有」から「無」に減
			減らす場合及び支給率を減らす場合	らす場合及び支給率を減らす場合
8	P.102	第7章	①支援責任者の役職を変更する場合は届出が必要	①支援責任者の役職を変更する場合は届出が必要
		第2節	②新たに支援責任者を選任する場合は届出が必要	②新たに支援責任者を選任する場合は届出が必要
		別表	③支援計画書に記載した支援責任者が退任した場合	③支援計画書に記載した支援責任者が退任した場合は
		項番Ⅲ	は届出が必要	届出が必要(②に該当する場合を除く。)
		特記事項	④支援責任者が婚姻等によって氏名を変更した場合、	④支援計画書に記載した支援担当者数が減少した場合
			届出は不要であるが、婚姻、転籍、役職変更等によっ	は届出が必要
			て「支援の適正性を確保していることの有無」欄に変	⑤支援責任者が婚姻等によって氏名を変更した場合、
			更が生じた場合は、届出が必要	届出は不要であるが、婚姻、転籍、役職変更等によって
			⑤支援計画書に記載した支援担当者数が減少した場	「支援の適正性を確保していることの有無」欄に変更
			合は届出が必要	が生じた場合は、届出が必要
			⑥新たな登録支援機関との間で支援委託契約を締結	⑥新たな登録支援機関との間で支援委託契約を締結し
			した場合は届出が必要	た場合は届出が必要
			⑦登録支援機関との支援委託契約を終了し特定技能	⑦登録支援機関との支援委託契約を終了し特定技能所

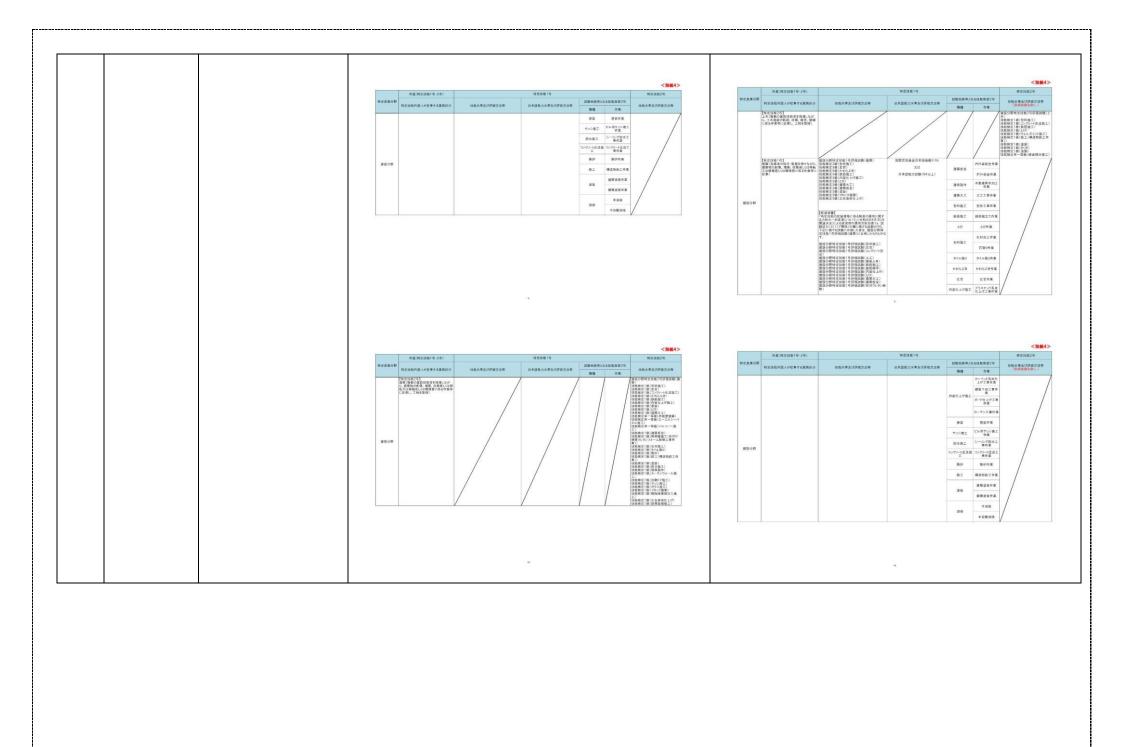


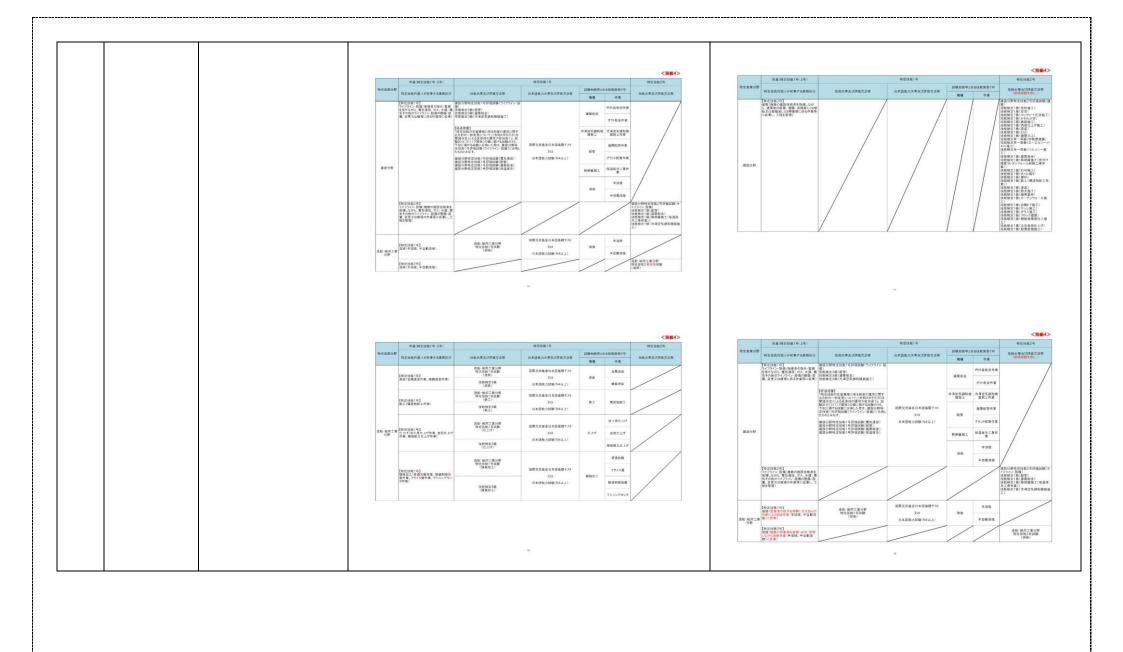












	共通(特定技能1号-2号)		特定技能1号			样定技能2号
特定產業分野	特定技能外国人が従来する業務部分	社能水单及び評価方法等	日本研覧力水準及び評価方法等	試験先級等と	る技和実習2号	技能水準及び評価方法等
	WALESCON AND SAMES 20	Ban-Acomana-	D-MHNW-WOMMNE	8.9	68	- MESTALONS /AZW
		造船-船市工業分野 物工19約1号試験			回転電機能力で 変圧器機能力で	/
き船・船用工業 分野	※、実社会相互で作業、促発額・特別を 総立て作業、関係制制器具能立て作	(電気機器組立て)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は	電気機器組立て	配電腦·制得整形 立て	
	業、回転電視 市積製作作業)	技能検定3級 (東支援器組立て)	日本語集力試験(94以上)		無知知四器其能 立て	
		(examely)			田和電社会研覧 合	
OBS SEC	【特定技能1号】 自動車の目常点検 <mark>整備</mark> 、定期点検整 機、特定整備、特定整備に付請する業	自動車整備分野特定技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト XII	00000		
30.00	B. WEER, DEER, HEY CA.	台動車整備士技能検定3級	日本語能力試験(N4以上)			
	【特定技能:号】 空港ブランドハンデルブ(地上走行支援 実施、子昇物:貨物取扱業務等)	特定性和評価試験 (航空付着: 空海グランドバンドリング)	国際交流基金日本連基礎テスト 又は 日本活動力試験(N4以上)	空港ゲランド ハンドラング	航空積地上支援	
W/22	[特定技能:号] 銀空機整備 (樣体、整備且等の整備業務等)	特定技能評価抗難 (創变分費·航空機整備)	国際交流基金日本道基礎テスト 又は 日本運動力試験(N4以上)	/		
祝政分野	【特定技能1号】 振治物語に対するフロント、企画・広報、 接著及グルストランサービス等の密泊 サービスの変貌に振う変標	在近東技術製工以製	展際交流基金日本語基礎タスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	Wa	组化-新生物理	

	共通(特定技能1号-2号)		特定技能1号			样定技能2号
定意里分野	特定技能外国人が従来する業務部分	技能水準及び評価方法等	日本研覧力水準及び評価方法等	以联先报书	なる技能実施2号	技能水準及び評価方法等
	特定性院外開入が使事する業務的分	性能水单及砂砂链为法等	日本發展力不學及仍許能方法等	8.9	6集	技能水平直切許值为主等
			国際交流接合日本語基礎テスト		NEED	/
	【特定技能1号】 前種農業会設 (数场管理、農産物の集出等・展別等)	美工技能完定試験(財務基本金融)	又性	ниям	物作野菜	
##9H			日本語能力試験(N4以上)		24	
B. (B. 77 E)			国際交流基金日本語基礎テスト		au.	/
	【特定技能7号】 高度開業全般 (銅貨管理、高度物の集出者-週別等)	異常技能测定試験(基度農業全般)	又は 日本評価力払額(N4以上)	- 本元末年	an.	
	0.007.810-5.00.00.00.00.00.00.00.00.00.00.00.00.00		日本語報力試験(944以上)		MA	
南菜分野	【特定技能1号】 直重(直集の仮作・磁導、水差動格物の 原面、進集・進労機能の特件、水産動植 物の採携、強強物の知道・保証、安全新 生の確保等)	角套技能與定款額(余要)	国際交流基金日本語基礎÷スト 又は 日本語能力試験(N4以上)	SUSE	かつお一本的リ派 家、証明進第、い かが別議案、正非 網集業、ひは研集 第一次に研集業 文世研集業、か に一大びかご直案 特受研集業	
	【特定技能1升】 病媒素(素施資材の創作・概律・管理、 長線末度動植物の育保管理、長線水差 動植物の収度(核)・処理、安全衛生の 確保等)	追菜日格到艾比勒(黃椒菜)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	有效定	ほたてがい すがき 養殖	

	共通(特定技能1号·2号)		新定技幣1号			特定採期2号
特定需集分野	特定地能外限人的世界十名業務保分	技能水準及び評価力法等	日本誘致力水準及び評価方法等	試験無限等と	なる技能実営2号	技能水準及び評価方法等
	州北京川川田ハヤ州中子の黒田町77	我能の事故の評価方法等	日本経施力水平減の評額方法等	10.00	作業	(実務初報を除て, 3
	【特定性類1号】 塗装(数替表の指示を密解し又は自らの	造船-舶用工業分野 将定接能1号試験 (塗装)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は	25	会民意協	
	※新により宣長作業:金属宣伝作業、機 露達装作業)に収事)	技能核定3級 (遊訓)	日本提能力試験(N4以上)	-	电路盘装	
	【特定 技能2年】 書面(機能の改革業を制修・命令・管理 しながら運動作家(金属書級作業、検集 建設作業)に収事)			/		西柏·帕用工業分野 特定指数2号試験 (歲貨) 按條規定1級 (責備)
	[幹定技能1号] 数工(監督者の指言を得解し又は自らの 事制によっ数工作業(領点物部工作業) (交等)	造和·帕미工藥分數 特定技能1号試験 (数工) 技能検定3級 (数工)	国際交流基金日本語基礎于X> 又は 日本基盤力試験(N4以上)	N.I.	横造物鉄工	
含船-艇用工業 分野	【特定性等2号】 東工権動の作業員を指揮・命令・管理 しながら鉄工作業(構造物鉄工作業)に 装事)					查包-经用工業分割 特定核能之符就能 (數工) 技能検定1級 (鉄工)
	【特定技能1号】 セ上げ(監督の第三号接続、又は命のの第三号は上げの数(第三員を出げる数)を上げる。 を変し金女と上げる変(第三員を	監部-制用工業分野 特定技能1号試験 (仕上げ)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は	8.19	第工具モ上げ 金型位上げ	
	(「作鬼」に従事)	技能検定3級 (仕上げ)	日本語能力試験(N4以上)		機械総立位上げ	
	【特定技能2号】 セ上げ(複数の作業員を信用・金令・管 地上なららせ上げ作業(加工員仕上げ作 業、金型セ上げ作業、情報報点化上げ			/		造制·制用工業分野 特定技能2号放験 (行上)扩

	共滿(特定技能1等-2等)		新定社整1号			10 X 14 TO 2 H
定定集分野	(NACONS) (19 K)		17888810	istan make	2.6技能開發2.6	
	特定技能外国人が従事する業務部分	技能水學及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	11.19	作業	技能水準及び評価方法等 (実務材盤を頂C。)
		造和-舶用工業分野 指定移転1世対数			HADN	/
	【特定技能1号】 機械加工(管管者の指示を控制し又は自 らの利助により機械加工作業(普通及管	特定性能1号試験 (機械加工)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は	MMNI	7943整	
	作業、数価制御交易作業、フライス条件 業、マシニングセンタ作業 (二位等)	技能検定3級	日本語能力試験(N4以上)	MAGE	数位的回接数	
		(後報加工)			マシニングセンタ	/
	【特定技能2号】 機関加工(複数の年業員を指揮・合令・ 管理になか、機能加工作業(普遍放便年 度、管理制取扱金を乗、フライス操作 展、マシニングセンタ作業)に従事)					造版·耐用工事分野 特定技術2号試験 (建城加工) 技術核変1級 (接城加工)
艇用工業 分野	【特定技能(号】 電気機能能なて(管理者のなぶを搭載し 文庫(記が終)より表現搭載なて他 定(選集機能化など会業、遅延奏相な 開業機能を提供など会業、上延奏相な 開業機能を提供する機能は	連起·舶用工業分野 特定投款(可規數 (電気積零額点で)	国際文武基金日本語基礎サスト 又は 日本活動力放展(34日上)	電気機器組立て	回転電機能立て 変圧器機能立て 配電線・粉砂線和 立て	
	原制製器具形立て作業。接电電線帶線 製作作業 二 以 等]	技能検定3級 (電気機器組立て)	日本进勤力試験(194以上)		新聞新聞番其他 立て 四和電性を検査 作	
	【特定性能2号】 電気線等組立て「極敏の作業系を指揮- 曲点・管理しなが、電気接続して作業 (回転電機能ので作業、変圧部別立て 作業、配電量・側部増加立てきま、原理 物の軽減をできまり出来等を持续 を加減的なできまりに表現を持续			/		直和・超用工業分野 特定技能2号試験 (電気機器限立て) 技能検定1鉄 (電気機器解立て)

本語 本語 本語 本語 本語 本語 本語 本語	利益物を設定1-9-2-6 利定性を1-9-2-6 日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日
新規制度 (株式機能)	製造の企業を使用を発展しています。
大震性 大震	お文章表が形 利用 (

<別極4> 特定技能1号 特定技能2号	新定技能1号	共通(特定技能1号-2号)	
日本話程力水準及び評価方法等 試験金額等となる技能実施2号 技能人事及び評価方法等 (実施研修会院)	放松水準及び評価方法等 日本蒸散力水率及び評価方法等 切かが新物性対象1 年3年試験	特定技能外閣人が従事する業務区分	特定高重分野
国際交流基金日本認基礎干入5 又は	【明子母童】 「特定社長の在当提明に集る例本の運用に際す も方針の一部裏裏について」(今秋5年6月9日間 選決定による裏面第の運用方針以1)に掲げる 又は	【特定技能1号】 販売施設におけるプロント。企画・広報。 受客・レストランサービス等の販売サービ	
日本活物力試験(04以上)	物治量程能放定試驗		
图15-19年至282年至182年	1 ① 展展技态 指定试验 (指挥最聚全版)	【特別技能2号】 機動の設備員を指導。なから、前日施設 におけるアロイ、企画・広報・提名、レス ランサービス等の報道サービスの提供に 仮事する業務	
型数交流基金日本活基礎リスト 又は 新種農業 滑力野業	【利用協憲】 「初立社和の在留責略に係る制度の適用に関す 国際交換基金日本語基礎テスト	[符定技能1号] 制理商業金数	
日本語歌为政教(04日土)	商業核報對定試職(排除商業令稅)		
20 集章(由州史史隆 (明年第五章)			産業分野 .
展察文志を日本港高館サスト 次は 自産基業 製場	「整理報告」 「電子報告の企業者に第名別等の運用」、指す も力が由一項を第二ついては、他的総合別の回 以は、企工主点を基本の運用があり、10条件を は、企工主点を基本の運用があり、10条件を ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【每定性地1号】 商业高重全数 (经费管理、高度物の集出等·通讯等)	
日本世紀(7/6(W/N44),上) 総義 (本意義文化) (本意義文化)	等を展りません。 ののあなす。 展集性を非常は様(音音要素を数)	【特定技能2号】 商産真業全株(報酬可収、高産物の集 上等・返貨等) 並び出線業務に関する管理業務	
(828228)		土荷・選別等) 及び当該業務に関する管理業務	
ø	ø		
明定改変1号 (関連体) (関連	が変数数1号 対処元率及び呼吸力速率 は単型数元元率及び呼吸力速率 (本条数数数元率を必要を必要を はな過去) はな過去しまでは、必要と はな過去しまでは、必要と のようなが、とのまでは、などのである。 がようなが、とのまでは、などのである。 のようなが、とのまでは、などのである。 とのまたが、とのまでは、などのである。 とのまたが、	用連接対象19-2名) 物理技術内理人の原本で企業級が (の対象14) (otheridateddoteddoteddoteddoteddoteddoteddoted	特元素重分野
報意性等 (本語を)	日本芸術工作を ・	用道(特別規則 19-2年) 特定技術(日本)の第十名を開放した。 10 (大学)を14) 12 (本学)を14) 12 (本学)を14 13 (本学)を14 14 (本学)を15 15 (本学)を15 16 (本学)を15 17 (本学)を15 18	特定高度分野
報意性等 (本語を)	日本芸術工作を ・	用道(特別規則 19-2年) 特定技術(日本)の第十名を開放した。 10 (大学)を14) 12 (本学)を14) 12 (本学)を14 13 (本学)を14 14 (本学)を15 15 (本学)を15 16 (本学)を15 17 (本学)を15 18	特定高度分野
報意教育等 (# 被集中集立研修力点等 日本競技力を与及研修力点等 日本競技力を与及研修力点等 日本競技力を与及研修力点等 日本競技力を与及研修力点等 日本研修 大阪 (1988年)	展通(特別課刊年2年) 特定技能計画人の第十名書館公司 (1027年1日) 第三人名教授公司 (1027年1日) (1027	特定產業分類
製造数数1号 (学校を含む日本図 (学校を含む日本図 (学校を含む日本図 (学校を含む日本図 (学校を含む日本図 (学校を含む日本図 (学校を含む (学校 (**))))) (# 被集中集立研修力点等 日本競技力を与及研修力点等 日本競技力を与及研修力点等 日本競技力を与及研修力点等 日本競技力を与及研修力点等 日本研修 大阪 (1988年)	用道(特別規則 19-2年) 特定技術(日本)の第十名を開放した。 10 (大学)を14) 12 (本学)を14) 12 (本学)を14 13 (本学)を14 14 (本学)を15 15 (本学)を15 16 (本学)を15 17 (本学)を15 18	特定高度分野 基度分野
報意教育 (大阪電子) (大	# 被集中集立研修力点等 日本競技力を与及研修力点等 日本競技力を与及研修力点等 日本競技力を与及研修力点等 日本競技力を与及研修力点等 日本研修 大阪 (1988年)	展通(特別課刊年2年) 特定技能計画人の第十名書館公司 (1027年1日) 第三人名教授公司 (1027年1日) (1027	特定高度分野 基度分野
株式放射性等 株式放射性の名称表面では 株式放射力を集入が確かえ場合 株式放射性の名称表面では 株式放射力を集入が確かえ場合 株式	特別を与及び呼吸力点等	展通(特別課刊年2年) 特定技能計画人の第十名書館公司 (1027年1日) 第三人名教授公司 (1027年1日) (1027	特定高度分野 基度分野

12 参考				
	-1号【全般事項】 1	特定産業分野 方識分野	ビルクリーニング分野・特定技能2号	安体介護等 建築物内部の清掃・ 建設内部の清掃・ 建設内部の清掃・ 建設内部の清掃・ 建設内部の清掃・ 建設内部の清掃・ (政策を発展) が同業務の計無仲成、進行管理をか他のマネジル・業務 環域を展加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 上木 建築 ライフライン・設備 清積 仕上げ 金装 横続加工 族工 清気機器組立て (自動車の日常点検、定別点像整備、特定整備に付随する業務 日動車の日常点検、定別点像整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的 な業務に従事・人の変長・の中間率を行う業務 な業務に従事する業務 観覧の従業員を指導しなが、宿前施設におけるプロント、企画・広報、検客、レスト フンサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務 提載の従業員を指導しなが、宿前施設におけるプロント、企画・広報、検客、レスト フンサービス等の宿泊サービスの提供、従事する業務 提載を発生するまの提供、同する管理業務 清潔農業全般及び当該業務に関する管理業務 海療業・養殖を管理する者の補依、作業員の指導及び作業工程の管理 接触業、養殖を管理する者の補依、作業員の指導及び作業工程の管理 接触素、養殖を管理する者の補依、作業員の指導及び作業工程の管理 接近素計画を発展を受ける事の補依、作業員の指導及び作業工程の管理 接触素、養殖を管理する者の補依、作業員の指導及び作業工程の管理 接触素、養殖を管理する者の補依、作業員の指導及び作業工程の管理 接近者、養殖を発生の者の確依、作業員の指導及び作業工程の管理 接近者、養殖を発生の者の補依、作業員の指導及び作業工程の管理 放金計画発音全般及び当該業務に関する管理を終
	様式第 -2号 【全般事項】 1	特定産業分野 身体介護等 実務区分 下ルクリーニング分野 技術の部の諸語 電気電子機器組立て 金属表面処理 報道強分野 特定後距45 生本 建築 ライフウイン設備 投放金分野 特定能距45 建設分野 特定性距45 電気 機器組立て 電気機器組立て 電気機器組込む 電気機器組込む 電気機器組込む 電気機器組込む 電気機器組込む 電気機器組込む 電気機器を備 日前施設におけるフロント、企画・広報、後客及びレストランサービス等の留泊サービスの提供に係る業務 電気機器全般 電気分野 連載 乗棚業 乗業 乗		(F回来物の計画FDX、連行管理での他のマネンメント来物)

14	参考様式第	(記載要領)			
	3-2号	1	持定産業分野	農業分野,特定技能2号 漁業分野,特定技能1号 漁業分野,特定技能2号 飲食料品製造業分野,特定技能1号 飲食料品製造業分野,特定技能2号 外食業分野,等定技能1号	身体介護等 建築物内部の清掃 建設内部の清掃 建設内部の清掃 建設内部の清掃 建設内部の清掃 、複数の作業員を指導したがら援事し、現場を管理する業務及 び同業務の計画作成、進計管理会の他のマネジメント業務 機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 上木 建築 タイフライン・設備 溶接 住上げ 金美 福秋加工 電気機器組立て 金属表面処理 技工 自動車の日常点検、定期点後整備・特定整備・特定整備・特定整備に付随する業務 自動車の日常点検、定期点後整備・特定整備・特定整備・特定整備に付随する業務 自動車の日常点検、定期点機整備・特定整備・特定整備に付随する業務 自動車の日常点検、定期点機整備・特定整備・特定整備に付随する業務 の主義の必要日本の指導を行う業務 空港グランドハンドリング 航空機整備 電池の主義はなけるアロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務 環境の必要と母及び自該業務に関する管理業務 「海底景全を設 直接、業務を会議の主義業務に関する管理業務 「海底景全を設 企業、接受を計即総替する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 建筑金、変換を登出する系の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 総金、料金を選出を表するの補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 総金、製造を登出する系の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 総金、製造を登出する系の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 総金、製造を登ませる表表が引きままままままままままままままままままままままままままままままままままま
15	参考様式第 3-3-1号	(記載要領)	特定産業分野	特定療薬分野	

	/> -1/ IV > -1-	/ +1\ A->			
16	参考様式第	(記載要領)			
	3-3-2 号	1			
	-		特定產業分野 業務区分	<i>特定産業分野</i> 介護分野	身体介護等
			介護分野 身体介護等 ビルクリーニング分野 錬築物内部の浩福	ビルクリーニング分野・特定技能1号	建築物内部の清掃
			素形材・産業機械・電気電子情報関連 機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 製合業分野	ビルクリーニング分野・特定技能2号	建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及 び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務
			要症来ガザ 建設分野・特定技能1号 土木 建築 ライフライン・設備	素形材·産業機械·電気電子情報関連	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理
			建設分野•特定技能2号	製造業分野·特定技能1号 素形材·産業機械·電気電子情報関連	
			造船・舶用工業分野・特定技能1号 塗装 鉄工 機械加工 塗装 仕上げ 電気機器組立て	製造業分野·特定技能2号 建設分野·特定技能1号	土木 建築 ライフライン・設備
			造船・舶用工業分野・特定技能2号 溶接 自動車整備分野 自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備に付随する業務	建設分野・特定技能2号	
			航空分野 空港グランドハンドリング 航空機整備	造船·舶用工業分野·特定技能1号 造船·舶用工業分野·特定技能2号	溶接 仕上げ 金装 機械加工
			宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供に係る業務	自動車整備分野・特定技能1号	鉄工 電気機器組立て
			農業分野 排種農業全般 畜産農業全般	自動車整備分野·特定技能2号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務 自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般 的欠業務に従事し、他の要員への指導を行う業務
			進業分野	COMMISSION CONTRACTOR	
			外食業分野 外食業全般	航空分野·特定技能1号 航空分野·特定技能2号	PE-20199 AND 119
				宿泊分野·特定技能1号	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービス の提供に従事する業務
				宿泊分野•特定技能2号	複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務
				農業分野・特定技能1号	トランサービス寺の信泊サービスの提供に乗事する業務 耕種農業全般 - 畜産農業全般
				農業分野・特定技能2号	耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務
				漁業分野·特定技能1号	・ 査産農業全般及び当該業務に関する管理業務・ 養殖業
				漁業分野·特定技能2号	漁業、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理
				飲食料品製造業分野·特定技能1号	養殖業、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 飲食料品製造全般
				飲食料品製造棄分野·特定技能2号 外食業分野·特定技能1号	飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務
					外食業全般
				外食業分野·特定技能2号	各食業全般及び店舗経営
17	参考様式第 3-4 号	(記載要領)		外套業分野·特定技能2号	外食器全般及び店舗経営
7	参考様式第 3-4号	(記載要領) 【全般事項】	村定産業分野 - 業務区分	特定应案分 师	業務区分
7			介護分野身体介護等	等定应案分野 介流分野	<i>業務区分</i> 身体介護等
7			介護分野 身体介護等 ビルクリーニング分野 建築物庁部の清掃 素形外 産棄機械・電気電子背報関連 機械を係加工 電気電子機器組立て 金属表面処理	特定産業分野 介電分野 ビルクリーニング分野・特定技能1号	拿体介護等 建築物内部の情婦
7			介護分野 日本の 日本の	特定産業分野 介護分野 ビルクリーニング分野・特定技能1号 ビルクリーニング分野・特定技能2号	変体介護等 建築物内部の清掃 建設物内部の清掃、建設内部の清掃、建設内部の清掃、建設内部の清掃、進設内部の清掃、進設内部の清掃、進行管理での他のマネジメト業務
7			介施分野 身体介護等 ビルタリーニング分野 建築物内部の清掃 薬形材・産業機械・電気電子情報関連 機械を施加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 製造業分野・特定技能1号 建設分野・特定技能2号	特定確素分野 介護分野 ビルクリーニング分野・特定技能1号 ビルクリーニング分野・特定技能2号 素形材・産業機械・電気電子情報関連 製造業分野・特定技能1号 素形材・産業機械・電気電子情報関連	拿体介護等 建築物内部の情婦
7			介護分野 身体介護等 ビルタリーニング分野 建築物内部の清掃 ※新杉・産業機械・電気電子情報関連 機械を係列工 電気電子機器組立て 金属表面処理 製造業分野・特定技能1号 土木 建築 ライフライン・設備	特定産業分野 介護分野 ビルクリーニング分野・特定技能1号 ビルクリーニング分野・特定技能2号 業形材・産業機械・電気電子情報関連 製造業分野・特定技能1号 業形材・産業機械・電気電子情報関連 製造業分野・特定技能2号 製造電分野・特定技能2号	<i>業務区分</i> 豪体介護等 建築物内部の情婦と 建設内部の情婦と、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及 び同業務の計画作成、進行管理さの他のマネジメント業務 機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理
7			テー・ テー・	特定確素分野 介護分野 ビルクリーニング分野・特定技能1号 ビルクリーニング分野・特定技能2号 素形材・産業機械・電気電子情報関連 製造業分野・特定技能1号 素形材・産業機械・電気電子情報関連	
7				特定産業分野 介能分野 ビルクリーニング分野・特定技能1号 ビルクリーニング分野・特定技能1号 要発力野・特定技能1号 素形材・産業機械・電気電子情報関連 製造業分野・物定技能2号 達取分野・物定技能2号 達取分野・特定技能2号 造な分野・特定技能1号 造物・船用工業分野・物で技能1号	豪務区分 豪格の介護等 建築物内部の情報と 建設内部の情報と、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及 び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジルト業務 機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理
7			テー・ テー・	特定産業分野 介護分野 ビルクリーニング分野・特定技能1号 ビルクリーニング分野・特定技能1号 形材・産業機械・電気電子情報関連 製造業分野・特定技能1号 建設分野・特定技能1号 健設分野・特定技能2号 造船・舶用工業分野・特定技能2号 造船・舶用工業分野・特定技能2号	要体介護等 建築物内部の情報 建設内部の情報 建設内部の情報と、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及 の同業務の計画作成、進行管理での他のマネシルト業務 機械企展加工 電気電子機器組立て 企展表面処理 土木 建築 ライフライン・設備 溶接
7				特定産業分野 介護分野 ビルクリーニング分野・特定技能1号 ビルクリーニング分野・特定技能1号 悪形材・産業機械・電気電子情報関連 製造業分野・特定技能1号 建設分野・特定技能1号 建設分野・特定技能2号 造動・舶用工業分野・特定技能2号 造動・舶用工業分野・特定技能2号 直動・整用工業分野・特定技能2号	
7			介護分野 身体介護等 ビルタリーニング分野 韓康弥内部の清掃 素形材・産業機械・電気電子情報関連 機械企能加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 製造室分野・特定技能1号 建設分野・特定技能2号 淡配・舶用工業分野・特定技能2号 溶液 他上げ 環気機器組立て 機械加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 製造の野・特定技能2号 溶液 原理工業分野・特定技能2号 高速 他上げ 電気機器組立て 電気機器組立て 金属表面処理 要	特定産業分野 介護分野 ビルクリーニング分野・特定技能1号 ビルクリーニング分野・特定技能1号 悪形材・産業機械・電気電子情報関連 製造業分野・特定技能1号 建設分野・特定技能1号 建設分野・特定技能2号 造動・舶用工業分野・特定技能2号 造動・舶用工業分野・特定技能2号 自動車整備分野・特定技能2号 自動車整備分野・特定技能2号	療修区分 豪体の選挙 養生物の部の清掃 建立的中部の清掃 建立的中部の清掃 建立的中部の清掃 走った。
7				特定産業分野 介護分野 ビルクリーニング分野・特定技能1号 ビルクリーニング分野・特定技能1号 悪形材・産業機械・電気電子情報関連 製造業分野・特定技能1号 建設分野・特定技能1号 建設分野・特定技能2号 造動・舶用工業分野・特定技能2号 造動・舶用工業分野・特定技能2号 直動・整用工業分野・特定技能2号	マ体介護等 建築物内部の情掃 建設内部の情掃 建設内部の情掃 建設内部の情掃 建設内部の情景に、複数の作業員を指導しながら従事し、規場を管理する業務及 受調業務の計画作成。進行管理その他のマネジメント業務 機械企属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 土木 建築 ライフライン・設備 溶接
7				新定産業分野 介部分野 ビルクリーニング分野・特定技能1号 ビルクリーニング分野・特定技能2号 悪形材・産業機械・電気電子情報関連 製造業分野・特定技能1号 要認分野・特定技能2号 建設分野・特定技能2号 建設分野・特定技能2号 造船・舶用工業分野・特定技能2号 直動・船用工業分野・特定技能2号 自動車整備分野・特定技能2号 自動車整備分野・特定技能2号	療体が美等 建築物の部の情婦 と設内部の情婦 と設内部の情婦 と設内部の情婦に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及 で同業務の計画情点、進行管理との他のマネジメント業務 機械企脈加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 上木 建築 ライフライン・設備 溶接 仕上げ 常装 機械加工 電気機器組立て 自動車の日常点域、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務 自動車の日常点域、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務 の化な業務に定す。他の要求と、の治療を行う場合。
7				特定産業分野 介部分野 ビルクリーニング分野・特定技能1号 ビルクリーニング分野・特定技能2号 悪形は産業機械・電気電子情報関連 製造業分野・特定技能1号 薬形は企業機械・電気電子情報関連 製造電分野・特定技能2号 建設分野・特定技能2号 建設分野・特定技能2号 造動・船用工業分野・特定技能1号 直動・整備分野・特定技能1号 自動車整備分野・特定技能2号 射空分野・特定技能2号 動空分野・特定技能2号 新空分野・特定技能2号	要称区分 身体介護等 建築物内部の清掃 建設内南の清掃 建設内南の清掃 建設内南の清掃 建設内南の清掃 建設内南の清掃 東方の単素員を指導しながら純事し、現場を管理する業務及 で開業務の計画付成、連行管理での他のマネジメント業務 機械企属加工 電気電子機器組立て 企展表面処理 上木 建築 ライフライン・設備 溶接 性上げ 強装 機成加工 電気能影組立て 自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務 自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務 自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務 空港グランドハンドリング 航空機大整備 管泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービス の提供に従事する業務 電流数の定義は表出第しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レスト
7				特定確素分野 介部分野 ビルクリーニンダ分野・特定技能1号 ビルクリーニンダ分野・特定技能2号 薬形材・産業機械・電気電子情報関連 製造業分野・特定技能1号 薬形材・産業機械・電気電子情報関連 製造業分野・特定技能2号 建設分野・特定技能2号 造約・船用工業分野・特定技能2号 自動車整備分野・特定技能2号 自動車整備分野・特定技能2号 利空分野・特定技能2号 利空分野・特定技能2号 利空分野・特定技能2号 利空分野・特定技能2号	安体介護等 建築物内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及 で同業務の計画中底、進行管理その他のマネジと小業務 援験金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 土木 建築 ライフライン・設備 溶接
7				特定確素分野 介部分野 ビルクリーニンダ分野・特定技能1号 ビルクリーニンダ分野・特定技能2号 素形材・産業機械・電気電子情報関連 製造業分野・特定技能2号 建設分野・特定技能2号 建設分野・特定技能2号 造動・銀用工業分野・特定技能1号 直動・整備分野・特定技能1号 動車整備分野・特定技能2号 動車整備分野・特定技能2号 利空分野・特定技能1号 利空分野・特定技能2号 利空分野・特定技能2号 利空分野・特定技能2号 利空分野・特定技能2号 利空分野・特定技能2号 利空分野・特定技能2号 利空分野・特定技能2号	要称及分 療験物内部の清掃 建設的内部の清掃、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及 で同業務の計画性点、進行管理での他のマネジメント業務 機械企展加工 電気電子機器組立て 企展表面処理 上木 建築 ライフライン・設備 溶接 住上げ 需装 機成加工 食工 電気機器組立て 自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務 自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務 企業終に定事、他の要員への指導を行う業務 空港グランドハンドリング 航空機能 宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービス の提供に従事する業務 は数の影響員と指導しながら、宿泊施設におけるフロット、企画・広報、接客、レスト フナービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務 排検農業全般 赤産農業全般 赤産農業全般
7				新定産業分野 介部分野 ビルクリーニング分野・特定技能1号 ビルクリーニング分野・特定技能2号 悪形材・産業機械・電気電子情報関連 製造業分野・特定技能1号 建設分野・特定技能2号 建設分野・特定技能2号 造配・船用工業分野・特定技能1号 造動・船用工業分野・特定技能2号 自動車整備分野・特定技能2号 動空分野・特定技能2号 新空分野・特定技能2号 新空分野・特定技能2号 新空分野・特定技能2号 新空分野・特定技能2号 新空分野・特定技能2号 衛治分野・特定技能2号 宿泊分野・特定技能2号 展裏分野・特定技能1号	
7				新定産業分野 介部分野 ビルクリーニング分野・特定技能1号 ビルクリーニング分野・特定技能2号 悪形材・産業機械・電気電子情報関連 製造業分野・特定技能1号 建設分野・特定技能2号 建設分野・特定技能2号 達設分野・特定技能2号 造動・船用工業分野・特定技能2号 自動車整備分野・特定技能2号 動空分野・特定技能2号 新空分野・特定技能2号 利空分野・特定技能2号 利空分野・特定技能2号 利空分野・特定技能2号 衛治分野・特定技能2号 衛治分野・特定技能2号 南泊分野・特定技能2号 展変分野・特定技能2号 南泊分野・特定技能2号 原変分野・特定技能2号	
7				特定確案分野	
7				新定蔵薬分野 介部分野 ビルクリーニンダ分野・特定技能1号 ビルクリーニンダ分野・特定技能2号 薬形材・産業機械・電気電子情報関連 製造業分野・物定技能2号 薬形材・産業機械・電気電子情報関連 製造業分野・特定技能2号 造配・銀用工業分野・特定技能2号 造船・銀用工業分野・特定技能1号 自動車整備分野・特定技能1号 自動車整備分野・特定技能2号 航空分野・特定技能1号 利空分野・特定技能1号 新空分野・特定技能2号 航空分野・特定技能2号 航空分野・特定技能2号 衛治分野・特定技能2号 産売り野・特定技能2号 産売り野・特定技能2号 産業分野・特定技能2号 産業分野・特定技能2号 漁業分野・特定技能2号 漁業分野・特定技能2号 漁業分野・特定技能2号 漁業分野・特定技能2号 飲食料品製造業分野・特定技能2号 飲食料品製造業分野・特定技能2号 飲食料品製造業分野・特定技能2号	
7				特定成業分野 介部分野 ビルクリーニング分野・特定技能1号 ビルクリーニング分野・特定技能2号 表形材・産業機械・電気電子情報関連 製造業分野・特定技能1号 達配分野・特定技能2号 達配分野・特定技能2号 造配分野・特定技能2号 造配分野・特定技能2号 造動・船用工業分野・特定技能2号 自動車整備分野・特定技能2号 自動車整備分野・特定技能2号 対象分野・特定技能2号 無変分野・特定技能2号 無変分野・特定技能2号 無変分野・特定技能1号 電心分野・特定技能1号 電心分野・特定技能1号 電心分野・特定技能1号 電心分野・特定技能1号 電心分野・特定技能1号 電心分野・特定技能1号 電心分野・特定技能1号 地震分野・特定技能1号 地震分野・特定技能2号 患素分野・特定技能1号	

18	参考様式第	(記載要領)		
	3-5号	1		
	3	•	特定産業分野	業務区分
			介護分野	身体介護等
			ビルクリーニング分野	建築物内部の清掃
			素形材·產業機械·電気電子情報関連 製造業分野	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理
			建設分野·特定技能1号 建設分野·特定技能2号	土木 建築 ライフライン・設備
				溶接 鉄工 機械加工 塗装 仕上げ 電気機器組立て
			造船·舶用工業分野·特定技能2号	溶接
			自動車整備分野	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務
			航空分野	空港グランドハンドリング 航空機整備
			宿泊分野	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供に係る業務
			農業分野	耕種農業全般 畜産農業全般
				漁業 養殖業
				飲食料品製造全般
				外食業全般
			110000000000000000000000000000000000000	

特定產業分野	業務区分
介護分野	身体介護等
ビルクリーニング分野・特定技能1号	建築物内部の清掃
ビルクリーニング分野・特定技能2号	建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及 び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務
素形材·産業機械·電気電子情報関連 製造業分野·特定技能1号 素形材·産業機械·電気電子情報関連 製造業分野·特定技能2号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理
健設分野·特定技能1号 建設分野·特定技能2号	土木 建築 ライフライン・設備
造船·舶用工業分野·特定技能1号 造船·舶用工業分野·特定技能2号	
自動車整備分野・特定技能1号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務
自動車整備分野·特定技能2号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般 的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務
航空分野·特定技能1号 航空分野·特定技能2号	空港グランドハンドリング 航空機整備
宿泊分野·特定技能1号	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービス の提供に 後事する業務
宿泊分野·特定技能2号	複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務
農業分野·特定技能1号	耕種農業全般 畜産農業全般
農業分野·特定技能2号	耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務 畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務
漁業分野·特定技能1号	漁業 養殖業
渔業分野·特定技能2号	漁業、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 養殖業、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理
飲食料品製造業分野·特定技能1号	飲食料品製造全般
飲食料品製造業分野·特定技能2号	飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務
外食業分野·特定技能1号	外食業全般
外食業分野·特定技能2号	外食業全般及び店舗経営